

## 6. 米の需給調整システムについて

- (7) 生産量の取引市場を創設し、生産総量を定めた上で、生産権利を売買できるシステムを導入すれば、経営意欲のある者が生産を担うこととなり、構造改革が促進するとも考えられるが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 現行の需給調整システムにおいても、配分を受けた生産数量目標を方針作成者間同士で調整することが可能となっている。
- 2 しかしながら、受け手として希望する方針作成者は存在するが、出し手として希望する方針作成者はほとんど存在せず、当事者間での調整は事実上困難な状況である。
- 3 このため、同一県内においては、県の生産出荷団体が仲介した調整、都道府県をまたぐ調整については、国が仲介した調整を行っているところである。
- 4 なお、国が仲介する形での都道府県をまたぐ調整は20年産からスタートしたところであり、20年産の都道府県間の調整は8県（出し手1県、受け手7県）で、7,580トン（約1,430ha）実施され、21年産においても継続して実施する方向で考えている。

6. 米の需給調整システムについて

(8) 生産目標数量の確定が、種子の購入の約半年後であることから、不要な種苗コストが発生しているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 例年、各都道府県ごとの翌年産米の需要量に関する情報は11月に公表され、都道府県から市町村段階への需要量に関する情報についても12月末までには提供されており、基本的には、これらの情報を踏まえ、翌年産の種子の購入量を判断をしていただけないかと考えている。
- 2 また、需要量に関する情報の算定方法は公開しているため、7月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針で示している需要見通し（速報値）等のデータにより、ある程度の推計をすることは可能であり、県としてもこれらの情報を目安として頂ければと考えている。

## 6. 米の需給調整システムについて

(9) 世界的には、食糧価格の高騰を受けて、食糧の確保が危機に瀕している状況にある。そのような中において、限られた農業経営資源の活用を抑制して価格維持を図る生産調整を継続することは、食料を安定的に供給するという国の役割を果たしていることとなるのか、国民の理解が得られると考えるのか、見解を伺いたい。

併せて、今後は生産調整を廃止することも視野に入れて検討すべき時期に来ていると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 我が国では、食生活の変化等によって主食用米の消費が減少し、全水田面積のうち約6割で主食用米の需要が賄える状況である。
- 2 一方で、世界的な食糧需給のひっ迫の中で、食料の安定供給を確保するためには、連作障害の少ない優れた生産装置である水田をフル活用して、自給率・自給力の向上につなげていくことが極めて重要となっている。
- 3 このため、今後とも水田において生産調整を確実に実施し、①主食用の需給バランスを維持していくとともに、②休耕を義務付けるEU型の「減反」とは異なり、約4割の水田をフルに活用して、自給率の低い麦、大豆等の生産や、米粉や飼料用米等の主食用以外の米の低コスト生産を進め、食料供給力を強化し、食料自給率の向上を図ることが必要と考える。

## 9. 普及事業について

- (1) 規制改革推進のための第2次答申において、「今後の普及事業については、現在、農業経営者が普及指導員に求める役割を踏まえた上で、農業経営者からの指導ニーズが高い技術分野に特化したスペシャリスト化を図るなど、普及指導員が大幅に減少する中で継続可能な普及事業の方向性を検討し、結論を得るべきである。」【平成20年度検討、平成21年度結論】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。
- (2) 農業経営者の農業技術に対するニーズは、病虫害対策や自然災害への対応等の情報が中心であり、これらの情報提供は、一元組織において、インターネット等通じた情報発信という形態でも十分に可能であると考える。よって、今後の普及事業については、現在の都道府県の普及員による活動を続けるのではなく、一元化したシンクタンク機能・組織に集約すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

### 【(1) について】

- 1 第2次答申において指摘を受けた「普及事業の方向性の検討等」については、本年5月に各都道府県の普及事業主務課長を参集し、規制改革会議第2次答申の指摘の内容を説明した上で対応方向について議論を行い、普及事業の方向性に係る検討に着手したところであります。

また、その際の意見を踏まえ、農業者ニーズに対応した普及事業の展開に向けた取組をできるだけ早期に具現化する観点から、21年度予算において、高度な技術・知識を有する普及指導員等の県域を越えた支援活動を推進するための予算やマーケティング面などの資質向上を図るための予算を要求したところであります。

今後とも、定められたスケジュールに沿って、都道府県とともに普及事業の方向性に係る検討を進めるとともに、その結果を踏まえた取組を鋭意進めてまいりたいと考えています。

### 【(2) について】

- 2 農業者ニーズを十分に踏まえて普及事業を運営することは重要と考えているが、普及事業に対する多くの農業者のニーズは、以下のとおり、病虫害対策や自然災害への対応等の情報提供で足りるという実態にはなく、普及事業について、普及指導員が現在行っている生産現場での活動を取り止めて、一元化したシンクタンク機能・組織に集約することは適当ではないと考えてい

ます。

(1) 農業者の農業技術に対するニーズとは、病虫害の発生や自然災害への対応等の情報提供に止まるものではなく、

- ① 低コスト化や高品質化に資する新品種や栽培技術
- ② 水田の高度利用に向けた麦・大豆・非食用米等の生産
- ③ 食の安全の確保に向けた農薬飛散防止技術等
- ④ 環境保全のための減農薬・減化学肥料栽培技術等

等の様々な技術を実際に現場で導入・定着させるための技術指導・支援が求められています。

(2) 具体的には、

- ① 農業技術の導入に当たり、地域ごとに異なる気象、土壌などの農業生産条件に応じて、技術の調整・改良を行う必要があること(例えば、新品種を導入する場合には、新品種の特徴を発揮しうる栽培時期や施肥方法等の調整等)
- ② 農業技術の導入後においても、年々の天候等に合わせた調整等が必要となること

等から、単なる情報提供のみで当該技術の導入・定着を進めることは困難であり、現地実証による技術の調整・改良、その結果のマニュアル化、現地での技術講習会の開催、農業者への巡回指導によるフォローアップ等の活動が必要です。

(3) また、第2次答申において「農業者が普及指導員に求める役割は、技術指導に加え、マーケットのニーズに対応するための情報提供等やアドバイス等である」と言及されているが、普及事業に対する農業者のニーズは、農業技術に係る支援から、消費者・実需者ニーズに応じた生産の展開に向け、マーケティングを含めた農業生産から販売に至る総合的な支援へと高度化しています。

3 昨年のヒアリングの際にも普及活動事例を示したとおり、普及事業については、生産現場で普及指導員が直接農業者に接して、産地の実情や農業者の要望等を把握し、それらを踏まえた技術・経営に関する普及指導活動を継続的に行うことにより、農業者との信頼関係を構築し、農業者の技術革新等に向けた新たな取組を効果的に促すことが可能となるものであり、それが成果創出の要となっています。よって、普及指導員による生産現場での活動を引き続き普及事業の基本とすることが必要と考えます。

10. 農業共済制度、農業共済組合について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「農業者の経営実態に即した制度運営を図るため、被害申告期限後であっても、収穫前に被害申告がなされれば共済金が支払われるということについて農業者に対し、一層の周知を図るべきである。併せて、農業共済は、特段の支障がない限り全ての引受方式及び補償割合を共済規程に盛り込むよう促すべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

- 1 国は、平成20年4月に開催した都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議において、農業共済組合等に対する指導をお願いするとともに、農業共済組合連合会等全国参事会議を始めとする各種会議等で農業共済組合連合会等に対して指導を行った。
- 2 農業共済組合等は、新たな引受方式及び補償割合を規定するとともに、広報誌等を活用し組合員農家に説明するなど、周知徹底を図っているところである。

平成20年4月14日  
保険課・保険監理官

## 農業共済事業の運用改善について

平成19年12月25日、内閣府の規制改革会議から「規制改革推進のための第2次答申」が内閣総理大臣あてに提出され、同28日には答申に示された「具体的施策」を最大限に尊重する旨の対処方針が閣議決定されました。

農業災害補償制度については、本答申において「ケ 農業共済制度の見直し、農業共済組合経営の透明化、健全化について」が示され、その具体的施策として、①経営実態に即した制度運営、②共済金の被害認定基準の周知徹底、③ガバナンス（内部管理態勢）の強化の3点が指摘され、これを平成20年中に措置することとされています。

これを踏まえ、下記のとおり、農業共済事業の運用改善を図ることとしましたので、御了知の上、農業共済組合等へ周知とともに、共済規程等の改正等、必要な運用改善が速やかに行われるよう指導をお願いします。

なお、後日、共済規程等の変更状況、運用改善の内容・措置状況等につきましては、調査を行う予定ですので、併せてよろしくをお願いします。

### 記

#### 1 経営実態に即した制度運営

##### (1) 被害申告の適正な受理と収穫前申告の周知徹底

答申を踏まえ、組合等が設定した被害申告期限後であっても、組合員等から収穫前（収穫作業中に共済事故が発生した場合にあっては、その時点）において被害申告があった場合には、適期申告として扱い、速やかに現地評価を行うものとし、その旨を組合員等に対し周知すること。

##### (2) 引受方式及び補償割合の選択肢の充実

近年、農業者の保険需要が多様化してきていることから、組合等は、組合員等の選択の自由に資するため、特段の支障がない限りすべての引受方式及び補償割合を共済規程等に規定する措置を講ずること。

#### 2 共済金の被害認定基準の周知徹底

農業共済事業については、共済金の支払対象となるべき損害の額の認定方法・手順に関して損害認定準則等により統一的に定められている一方で、被害の程度、土地条件等により収穫量が異なること等から、その実態に応じて引受けの基準となる